

令和2年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称	事項	担当課	詳細	措置内容	措置通知日
鳥取市新本庁舎新築 (建築・庁舎棟)工 事	指摘事項	財産経営課	<p>●予定価格と事業期間について</p> <p>市民交流棟の建築工事は、庁舎棟工事とは分離し別工事として発注したにもかかわらず、庁舎棟建築工事の原契約を変更する形で進めることとなったのは、市内業者が受注することが困難な予定価格の積算、工期の日程が厳しく組まれたスケジューリングにあり、今後の同様な大規模工事においては、市内業者が受注可能な予定価格の積算や余裕を持ったスケジューリングを組み、入札を執行されたい。</p>	大規模工事におきましては、特に余裕を持った日程での工事発注に努めます。	R3.4.27
	意見		<p>●変更契約について</p> <p>市民交流棟追加による変更契約による増加額は、当初入札時の予定価格を超えている。最低応札者が予定価格以下での受注が困難であったためであることを考慮すると、本件における当初予定価格を超える契約変更は、社会通念上適当でないとする。本工事における目的は庁舎棟の建築であること、及び当初庁舎棟と目的を別にして市民交流棟の建築工事が個別発注されていたことを考えると、変更契約ではなく、別途契約するのが社会通念上妥当である。</p>	本変更契約は、平成29年12月20日の新庁舎建設に関する調査特別委員会での説明のとおり、財源の合併特別債の適用期限等を踏まえ、総合的に判断し、本庁舎棟の施工者と変更契約を交わしたものであり、本市の契約規則をはじめ、各種の法規等に抵触するものではありませんが、今後も法令や鳥取市建設工事執行規則に基づき、適切な契約手続きとなるよう努めます。	R3.4.27
鳥取市新本庁舎新築 (弱電)工事	意見	財産経営課	<p>●随意契約の締結について</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号は、競争入札に付するまでもなく、價格的に有利となることが明らかである場合に随意契約を締結することができる規定であり、その適用には慎重さが求められるところ、本件は、最低価格入札者が入札に参加しない可能性をもって價格的に有利と判断しており、推測により、同規定を適用していることに疑問を感じるところである。</p> <p>今回の場合は、再度入札が不調となった場合の價格的なリスクや工期的なリスクを総合的に勘案して随意契約を締結しているが、競争入札が原則であることを鑑みると、今後の工事契約においては、入札が不調となった場合でも再度入札公告が行えるよう、契約手続の日程に余裕をもった運用を行うことが望まれる。</p>	法令や本市で定める随意契約基準に基づき、適切な契約手続きとなるよう努めます。また、余裕を持った日程での工事発注に努めます。	R3.4.27
鳥取市新本庁舎新築 (サイン・家具)工 事	意見	財産経営課	<p>●随意契約の理由について</p> <p>案内カウンターや文書棚、協議机などの家具工事については、家具を納入・設置するものであり、下地処理などが不要なものも多くあると考えられる。下地処理が必要でないサイン工事や家具工事については、サインや家具の販売業者から直接購入した方が價格的に有利となると考えられるため、競争入札を実施し、建築工事と密接に調整が必要なサイン工事や家具工事のみ随意契約とするのが望ましかったと考えられる。</p>	鳥取市契約規則や本市で定める随意契約基準に基づき、適切な契約手続きとなるよう努めます。また、本意見内容について、課内に情報提供し、周知徹底しました。	R3.4.27
	指摘事項		<p>●変更契約について</p> <p>当該工事は、電動ブラインド等の追加や柱のコーナーガードの追加により、最終の契約金額は当初の契約金額の30%超の増加となっている。平成26年7月15日付の検査契約課長事務連絡「建設工事の変更契約に係る留意事項について（通知）」では、変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とすることとされていることから、柱のコーナーガードの追加については別契約とする必要がある。別契約としない場合には、別工事として起工しない理由についての根拠等を記録として保存する必要があるものとする。</p>	「建設工事の変更契約に係る留意事項について（通知）」（平成26年7月15日付の検査契約課長事務連絡）に沿った適切な事務に努めます。また、指摘事項について、今後の事務を適正に処理するよう、課内に周知徹底しました。	R3.4.27
防災備蓄倉庫新築 (建築)工事	意見	危機管理課 (検査契約課)	<p>●予定価格の事前公表について</p> <p>当該工事の入札は予定価格を事前公表し、公告された。結果として、入札業者3者すべてが予定価格での同額入札となったのは、予定価格が事前公表されていることが要因として考えられる。入札業者すべてが予定価格で応札している現状を鑑みると、予定価格の公表が工事発注における競争原理を働かなくしていることも考えられる。今後の予定価格の事前公表と事後公表の適否については、これまでの結果も踏まえ、今後も引き続き注視していく必要がある。</p>	鳥取市建設工事執行規則等関係法令を遵守し、適正に処理を行います。平成18年より建設工事の予定価格の事後公表を試行しており、平成30年には「鳥取市建設工事の予定価格事後公表試行要領」を制定し、随時、適用範囲の拡大等の見直しを行っています。見直しにあたっては、外部委員で構成する鳥取市入札等審査委員会で意見を伺っています。また、実施した入札の状況については、毎年、同委員会に報告しています。	R3.4.27

事業名称	事項	担当課	詳細	措置内容	措置通知日
新市庁舎の行政財産使用料の算定基礎	指摘事項	財産経営課	<p>●行政財産使用料の算定基礎誤りについて</p> <p>「①建築・庁舎棟」の費用で「庁舎棟」への配賦金額「4,699,128,637円」は「4,966,128,637円」の記載誤りであった。記載誤りの修正を行い、再調達価額を再計算のうえ、改めて適正な行政財産使用料の決定をされたい。</p>	令和3年度分から適正な使用料に改めました。	R3.4.27
	意見	財産経営課 (検査契約課)	<p>●選定委員会のメンバー構成について</p> <p>一般に、公募型プロポーザル方式の随意契約は、競争入札の例外として、価格だけでなく、当該委託業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて、契約の相手方を選定する必要がある場合に採用される形態である。選定委員会において、その選定過程に専門性、公平性、透明性を確保する必要があるため、メンバーの選定においては、外部有識者を入れるなどの配慮が必要であると考えられる。本選定委員会の審査委員は市役所の行政職員7人となっているため、専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、外部有識者を含めたメンバー構成を行うことが望まれる。</p>	プロポーザル方式で発注する際の選定委員の選考にあたっては、業務内容や審査する上での専門性等により外部委員の必要性も含め、適切に判断するよう令和3年3月9日付けで総務部長より全庁通知を行い、全職員に周知徹底を図りました。引き続き、専門性等により外部委員の選任について適切に判断してまいります。	R3.4.27
売店・レストラン	意見	財産経営課	<p>●売店と飲食店の契約形態について</p> <p>売店とレストランの一括契約の場合、レストラン側の損失を売店側の利益で補填すると、経営が安定し、市民交流棟での賃貸借関係も安定化するメリットがある。しかし、一方、直接的な契約先が売店となるため、売店と連携できない他の飲食店の参画機会を奪うデメリットがある。市内の飲食業者への参画機会を広げることも、経済活性化の観点から重要であると考えられる。</p> <p>ついては、今後のため、一括契約の継続の是非について検証されたい。そして、より効果的な契約形態の検討に向けて、飲食店に対する聴き取りの絶対数が少ない状態を避け、仮に少ない場合はサウンディング調査にとどまらず、直接店舗への訪問や電話による聴き取り、インターネットやメールなど調査方法を広げ、広く意見を聴取することに努められたい。</p>	現在の契約期間は令和7年3月31日までとなっています。契約更新まで、意見を踏まえ、広く意見を求めるとともに、一括契約のメリット・デメリット等を再検証することとします。	R3.4.27
コミュニティスタジオ管理運用業務委託	意見	情報政策課	<p>●鳥取テレピアのスタジオ使用関係について</p> <p>本来、コミュニティチャンネルスタジオの運営にあたり、スタジオの利用者からは、その使用に応じた使用料を徴収し、設備の管理運営については、委託業者に適正な委託料を支払うべきものである。現在、スタジオ使用料の徴収にあたり、市の定めた使用目的（行政情報及び地域情報発信）に合致した番組を制作する場合には、使用料の支払を免除している。鳥取テレピアの現状を確認すると、平日午前9時から午後5時15分まで職員が常駐し、鳥取テレピアがスタジオを使用している実態があり、使用料の徴収や委託料の支払いが行われていない現状がある。使用料と委託料のやり取りが行われていないのは、金額的に見ても一般的に不合理である。スタジオ管理運用業務における適正な委託料を支払い、適正な使用料を徴収の方が合理的である。</p>	当スタジオの使用料については、鳥取テレピアが制作する自社番組が市の定めた使用目的に合致した番組であるため、使用料は免除しているものです。また、スタジオ設備の管理運営は無償で双方が合意しているものです。	R3.4.27
コミュニティチャンネルスタジオ設備調達業務委託	指摘事項	情報政策課	<p>●鳥取テレピアの契約行為について</p> <p>本事業により鳥取テレピアが調達した設備は、市有財産となる。その設備調達にあたり、放送機器に関し専門的知見を有する鳥取テレピアが代行することは有効であるが、あくまで鳥取テレピアは市有となる財産の取得を代理しているに過ぎない。鳥取テレピアが設備を調達する際においても、その契約行為はできる限り鳥取市契約規則に準拠した形で、競争入札等の原理に基づき、公正な方法をとるべきである。ついては、市は、本事業における設備調達につき市の契約規則に準拠するなど公正な契約となるよう、鳥取テレピアに対し、体制整備の支援、管理監督を行うべきである。</p> <p>2/3</p>	今後の類似案件の調達業務に関しては、調達業者に対し市に準拠するよう対応を求めることとします。	R3.4.27

事業名称	事項	担当課	詳細	措置内容	措置通知日
市民総合窓口業務総合委託	意見	市民課 (検査契約課)	<p>●選考委員会のメンバーについて</p> <p>一般に、公募型プロポーザル方式の随意契約は、競争入札の例外として、価格だけでなく、当該委託業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて、契約の相手方を選定する必要がある場合に採用される形態である。選定委員会において、その選定過程に公平性、透明性を確保する必要があるため、メンバーの選定においては、外部有識者を入れるなどの配慮が必要であると考え。本選定委員会のメンバーは市役所の行政職員6人となっているため、公平性、透明性を確保する観点からは、外部有識者を含めたメンバー構成を行うことが望まれる。</p>	<p>プロポーザル方式で発注する際の選定委員の選考にあたっては、業務内容や審査する上での専門性等により外部委員の必要性も含め、適切に判断するよう令和3年3月9日付けで総務部長より全庁通知を行い、全職員に周知徹底を図りました。</p> <p>引き続き、公平性等により外部委員の選任について適切に判断してまいります。</p>	R3.4.27
福祉総合窓口業務総合委託	意見	地域福祉課 (検査契約課)	<p>●選考委員会のメンバーについて</p> <p>一般に、公募型プロポーザル方式の随意契約は、競争入札の例外として、価格だけでなく、当該委託業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて、契約の相手方を選定する必要がある場合に採用される形態である。選定委員会において、その選定過程に公平性、透明性を確保する必要があるため、メンバーの選定においては、外部有識者を入れるなどの配慮が必要であると考え。本選定委員会のメンバーは市役所の行政職員9人となっているため、公平性、透明性を確保する観点からは、外部有識者を含めたメンバー構成を行うことが望まれる。</p>	<p>プロポーザル方式で発注する際の選定委員の選考にあたっては、業務内容や審査する上での専門性等により外部委員の必要性も含め、適切に判断するよう令和3年3月9日付けで総務部長より全庁通知を行い、全職員に周知徹底を図りました。</p> <p>引き続き、公平性等により外部委員の選任について適切に判断してまいります。</p>	R3.4.27
鳥取市新本庁舎包括管理業務委託	意見	財産経営課	<p>●複数年度契約の期間短縮化について</p> <p>新本庁舎包括管理業務は、いずれの業務も、受託事業者が特段の設備投資を要する業務ではなく、5年にわたる長期で契約する特殊性があるとは考えられない。必要以上に長期間の契約とするのではなく、競争性や経済性の確保も念頭において、契約期間を検討することが望ましい。また、5年間の契約とすることで事務手続きの効率化を図ることができると考えられるが、単年度契約の場合と複数年度契約の場合とで、どの程度事務の効率化及び経費の削減が可能であったかの検証を行うことも望まれる。</p>	<p>現在の委託契約期間が令和6年8月31日までとなっています。</p> <p>意見を踏まえながら、契約更新時に複数年契約による経済的効果の検証と期間短縮化について検討することとします。</p>	R3.4.27
	意見		<p>●個別管理委託と包括管理委託との比較検証について</p> <p>市は、包括管理委託の導入を検討する際に、コスト面の検証を行い、委託業務をまとめることによるコスト削減の代わりに、庁舎に常駐する包括管理委託業者のマネジメントコストがかかるため、個別管理委託と包括管理委託でコスト面はさほど変わらないと判断している。コスト面ではなく、「建物全般の管理業務水準の向上」や「長期的なライフサイクルコストの縮減」を図ることを考えて、包括管理業務委託を導入しているため、今後、包括管理業務委託により、個別管理委託の場合と比較して、管理業務水準が向上しているか、ライフサイクルコストの縮減が図られているかなどの確認を行い、包括管理委託が有益であるか否かを検証することが望まれる。</p>	<p>現在の委託契約期間が令和6年8月31日までとなっています。</p> <p>意見を踏まえながら、契約更新時に複数年契約による経済的効果の検証と期間短縮化について検討することとします。</p>	R3.4.27
	意見	財産経営課 (検査契約課)	<p>●選定委員会のメンバー構成について</p> <p>一般に、公募型プロポーザル方式の随意契約は、競争入札の例外として、価格だけでなく、当該委託業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて、契約の相手方を選定する必要がある場合に採用される形態である。選定委員会において、その選定過程に専門性、公平性、透明性を確保する必要があるため、メンバーの選定においては、外部有識者を入れるなどの配慮が必要であると考え。本選定委員会のメンバーは市役所の行政職員6人となっているため、専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、外部有識者を含めたメンバー構成を行うことが望まれる。</p>	<p>プロポーザル方式で発注する際の選定委員の選考にあたっては、業務内容や審査する上での専門性等により外部委員の必要性も含め、適切に判断するよう令和3年3月9日付けで総務部長より全庁通知を行い、全職員に周知徹底を図りました。</p> <p>引き続き、専門性等により外部委員の選任について適切に判断してまいります。</p>	R3.4.27